

## 御殿場市雇用創出促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市民への雇用機会の創出及び幅広い業種による立地の促進を図るため、市内において新たな雇用を創出する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用創出促進事業 市内において民間の企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社（以下これらを「子会社等」という。）を含む。）又は組合（以下「企業等」という。）が、工場、研究所、物流施設、商業施設、宿泊施設、博物館等若しくは市民への雇用の創出及び市内の産業の発展に寄与する施設で市長が特に認めるもの（以下これらを「事業所等」という。）を設置し、事業開始日以降に一定規模以上の新たな雇用の創出並びに人口の流入増加を促進する事業をいう。
- (2) 工場 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）（以下「産業に関する分類の名称」という。）に規定する日本標準産業分類の大分類に掲げる分類符号Eの製造業の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業に関する分類の名称に規定する日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号811の自然科学研究所、分類符号391のソフトウェア業又は前号に規定する製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設をいう。
- (4) 物流施設 産業に関する分類の名称に規定する日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符合44の道路貨物運送業、分類符合47の倉庫業、小分類に掲げる分類符合484の梱包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）、第2号に規定する工場、大分類に掲げる分類符合Iの卸売業又は小売業の用に供する施設（流通加工等を行うものに限る。）をいい、別表に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を備えているものに限る。
- (5) 商業施設 各種の小売業が営む店舗又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び複合型集客施設（以下「大規模小売店舗等」という。）をいい。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により届出を要する店舗及び施設等を除く。

- (6) 宿泊施設 主に観光を目的とした者を対象として旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を得、又は得る見込みのある旅館営業若しくはホテル営業を行う施設又は保養所若しくは研修所をいう。
- (7) 博物館等 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する博物館及び美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）第2条第2項に規定する美術館をいう。
- (8) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する事業所等の新設、増設又は改修をいう。
- ア 建物を新設し、増設し、改修し、又は機械設備を購入し、業務を開始すること（子会社等が業務を開始する場合を含む。以下同じ。）。
- イ 当該事業に係る設備投資額（用地取得費及び造成工事費を除く。）が、1億円（研究所にあっては5千万円）以上であること。
- ウ 当該事業に係る事業所等に勤務する従業員数が、業務を開始する時に30人以上であること。
- エ 当該事業に係る事業所等に勤務する新規雇用従業員数が、業務を開始する時に15人以上であること。
- オ 既に市内に事業所等がある企業等にあっては、当該事業に係る事業所等の従業員数が業務を開始する時に30人以上で、当該企業等の市内における全ての新規雇用従業員数が業務を開始する時に10人以上であること。
- (9) 従業員数 当該事業を実施する企業等が事業主として雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により雇用保険料の納付の義務及び各種届出等の義務を負っている従業員で、人材派遣、請負契約等により、当該企業等以外の企業等が雇用保険料の納付義務を負っている従業員を除いたもの（以下「従業員」という。）の数をいう。
- (10) 新規雇用従業員数 企業等が、当該事業における業務のため事業開始日以降新たに雇用した従業員の数（本市の住民基本台帳に記録されている従業員にあっては100分の100の換算率により換算した数とし、本市の住民基本台帳に記録されているパートタイマー及び県内の他市町の住民基本台帳に記録されている者にあっては100分の50の換算率により換算した数とし、県外の住民基本台帳に記録されている者は含まない。）をいう。
- (11) 異動従業員数 当該事業における業務のため、当該企業等の他の事業所等から当該事業所等に異動してきた従業員のうち、事業開始日以前から当該企業等に勤務し、当該事業に伴い市外から市内に住民基本台帳を異動したもので、市外の住民基本台帳に記録されている者及びパートタイマーを除いたものの数をいう。
- (12) 事業開始日 当該事業における土地、建物、機械設備等に係る各種の契約の締結日のうち最初の締結日をいう。

(13) 研究員 専門的知識を有し、研究又は開発の業務に従事する者をいう。

(補助の対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象経費及び補助額は、次の表に掲げるとおりとし、補助金の総額は2億円を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

対象経費	補助額
(1) 事業所等が行う雇用創出促進事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費	新規雇用従業員数に50万円を乗じて得た額以内
(2) 事業所等が行う雇用創出促進事業に要する経費のうち、従業員の異動に要する経費	異動従業員数に25万円を乗じて得た額以内

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する雇用創出促進事業を行う企業等とする。

- (1) 環境保全に必要かつ十分な措置を図ることが可能な企業等として、市長が認めた者
- (2) 御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付要綱（平成19年御殿場市告示第87号）による補助金の交付を5年以内に受け、又は受ける予定でない者
- (3) 大規模小売店舗等であって、各種の小売業が施設内のテナントとして出店し補助の対象となる者が複数存在する場合においては、当該大規模小売店舗等を設置し、又は所有している企業等
- (3) 各種の法令を遵守し、かつ、市税の滞納が無い者
- (4) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を雇用していない者であって、同条第4号に規定する暴力団等でないもの
- (5) 大規模小売店舗等であって、各種の小売業が施設内のテナントとして出店し補助の対象となる者が複数存在する場合においては、当該大規模小売店舗等を設置し、又は所有している企業等
- (6) 本市に法人設置等届出書（大規模小売店舗等の場合においては、テナントに係るものを含む。）を提出している者（業務開始期限）

第5条 建物を改修し、若しくは機械設備を購入する場合又は事業を拡大する場合にあっては事業開始日から3年以内に、建物を新設し、又は増設する場合にあっては事業開始日から5年以内に、それぞれ当該業務を開始すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたものについては、この限りでない。

(補助の回数)

第6条 補助金の交付回数は、原則として1企業等1回限りとする。

- 2 この要綱の規定により補助金の交付を受けた事業所等については、補助金の交付を受ける者が異なる場合においても既にこの要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。
- 3 既にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた企業等であっても、更なる雇用の創出及び産業の振興に寄与できると市長が判断したものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市雇用創出促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、第5条に規定する業務開始期限までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第3号）
- (3) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第4号）
- (4) 法人の履歴事項全部証明書
- (5) 事業計画を証する図面（位置図、配置図、設計図等）
- (6) 設備投資したことが分かる契約書、支払書類等の写し
- (7) 暴力団排除誓約書
- (8) 市税の納税状況が分かる書類
- (9) テナント一覧（様式第5号）（第4条第3号に規定する企業等の場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適當であると認めたときは、御殿場市雇用創出促進事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条に規定する決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雇用創出促進事業の内容を変更（事業量及び事業費の20%以下の変更を除く。）しようとする場合、当該事業に要する経費の配分を変更しようとする場合及び当該事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 雇用創出促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び

書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(4) 第 3 条の規定により対象経費として算出した新規雇用従業員数及び異動従業員数を、  
補助金の交付年度終了から 3 年間維持し、市に報告をしなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(5) 商工会、観光協会等の経済振興の発展を図る市内の団体に加入し、地域及び市内企業との交流を積極的に推進すること。

(事業の変更申請)

第 10 条 補助決定者が前条第 1 号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、御殿場市雇用創出促進事業変更承認申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 3 号）
- (2) 変更収支予算書（様式第 4 号）

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、承認又は不承認の決定を行い、書面により補助決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 11 条 補助決定者は、雇用創出促進事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、御殿場市雇用創出促進事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 3 号）
- (2) 収支決算書（様式第 4 号）
- (3) 新規雇用従業員名簿（様式第 9 号）
- (4) 異動従業員名簿（様式第 10 号）
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書
- (6) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し
- (7) 第 9 条第 5 号に規定する団体への加入を証する書類
- (8) 各種法令等に基づいた完了検査等の書類の写し
- (9) 研究員名簿（様式第 11 号）（研究所の場合に限る。）
- (10) 設備の設置状況（様式第 12 号）（物流施設の場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条に規定する実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、御殿場市雇用創出促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して10日以内に、御殿場市雇用創出促進事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむをえない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に基づく指示に違反したとき。
- (3) 第9条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (4) 補助金交付後10年以内に当該事業所等を廃止し、又は第三者に対し譲渡するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消し、若しくは停止し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることを決定したときは、御殿場市雇用創出促進事業費補助金交付決定取消等通知書（様式第15号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助決定者は、市長の発行する納入通知書により、速やかにその補助金を返納しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。